

# デイサービスさくら

## 重要事項説明書

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人 豊寿会  
デイサービスさくら
- ・開設年月日 令和4年8月1日
- ・所在地 愛知県豊田市四郷町森前南33-11
- ・電話番号 0565-47-8600
- ・FAX番号 0565-47-8601
- ・管理者名 斉藤利枝子
- ・事業所番号 2393000761号

#### (2) 事業の目的

医療法人 豊寿会 が開設する デイサービスさくら(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

#### (3) 事業の運営方針

指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

#### (4) 職員体制

職 種	数(人)
管理者	1
生活相談員	3
看護職員	2
機能訓練指導員	3
介護職員	4
管理栄養士	1
事務職員	1

(5) 営業日

営業日	営業時間
平日	8:30～17:30
土	8:30～12:30
サービス提供時間	9:00～12:00 13:00～17:00
休業日	日、祝日、事業所指定日

※ただし、悪天候の際は、状況を見て休止する場合があります。

(6) サービス実施エリア

四郷町、上原町、京町、青木町、井上町、伊保町、花本町、亀首町、高町

※記載以外は要相談とする。

(7) サービス内容

種類	内容
機能訓練	身体機能の維持向上のため、理学療法士等により利用者の状況に適した機能訓練を行います。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
おやつ・飲み物	おやつ・飲み物の提供をさせていただきます。
日常生活動作訓練	利用者の機能に応じた適切な動作の指導及び訓練を行います。
集団体操(集団訓練)	他者との関わりを持ちながら、身体機能の維持、向上を図ります。
レクリエーション	楽しみながら身体を動かす機会を持ちます
排泄介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行います。
相談及び援助	利用者及びその後見人、家族又は身元引受人からのご相談に応じます。
栄養相談	利用者の栄養状態を把握し、心身の状態の維持、向上を図ります。
口腔機能の改善	口腔機能の低下した利用者の機能の向上を図ります。
送迎	サービス実施エリアについては送迎を行います。それ以外の地域にお住まいの方は要相談とさせていただきます。

※おやつは、原則として持ち帰り不可。糖尿病等の身体状況により健康状態に異常をきたすと判断した場合は提供をいたしません。

※送迎サービスは、原則として事業所と自宅間のみとします。

(8) 利用料金

・原則として料金表の利用負担金が利用者負担額となります。

・豊田市の地域区分が3級地のため1単位の単価が10.68円です。

※利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額になります。

(9) 基本サービス費

午前の部：9：00～12：00 の場合

区分	単位	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
要介護1	416 単位	445 円	889 円	1333 円
要介護2	478 単位	511 円	1021 円	1532 円
要介護3	540 単位	577 円	1154 円	1731 円
要介護4	600 単位	641 円	1282 円	1923 円
要介護5	663 単位	708 円	1416 円	2124 円

午後の部：13：00～17：00 の場合

区分	単位	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
要介護1	436 単位	466 円	932 円	1397 円
要介護2	501 単位	535 円	1070 円	1605 円
要介護3	566 単位	605 円	1209 円	1814 円
要介護4	629 単位	672 円	1344 円	2016 円
要介護5	695 単位	743 円	1485 円	2227 円

(10) 加算減算項目及びサービス費

加算	単位	利用者 負担金 (1割)	利用者 負担金 (2割)	利用者 負担金 (3割)
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	100 単位/月	107 円	214 円	321 円
個別機能訓練加算 (Ⅰ) 口	76 単位/日	82 円	163 円	244 円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位/月	22 円	43 円	64 円
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160 単位/月 2 回	171 円	342 円	513 円
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	43 円	86 円	129 円
サービス提供体制加算 (Ⅰ)	22 単位/日	24 円	47 円	71 円
送迎減算 (片道)	-47 単位/片道	-51 円	-101 円	-151 円

(11) 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	上記 (9) (10) で算定した単位数の 1000 分の 92 に相当する単位数に 10.68 を掛けた 1～3 割 (介護保険負担割合証に示された割合)
----------------	--

(12) 保険外のサービス費

- a) おやつ代 100 円/1 回
- b) 飲料代 100 円/1 回
- c) オムツ類 (紙おむつ・パッド) 100 円/各 1 枚
- d) マスク 50 円/1 枚
- e) 連絡帳ファイル 100 円/冊
- f) 雑費 (内訳：レクリエーション材料費等) 実費

## 2. 利用料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

## 3. サービス利用料金の請求及び支払い方法

利用料金の請求書は、ご利用月の翌月 15 日までに利用者あてに直接お渡しします。請求月の 27 日に指定口座（豊田信用金庫）から自動振替（引き落とし）をさせていただきますので、引き落とし日前日までにご入金・残高のご確認をお願いいたします。

お支払いの確認ができましたら、領収書を発行いたします。ご都合で支払いができない場合や、不明な点は担当者又は当事業所へ直接相談ください。

サービス利用料の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 月以上遅延し、さらに支払い催促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※介護保険給付対象外サービスの利用料は全額負担となります。

※請求書・領収書は基本的には手渡しですが、お支払者が別である場合等は郵送いたします。

## 4. 利用の中止、変更及び追加

- ① ご利用者の都合によりサービス利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、担当の地域包括支援センターまたは事業者へ申し出ください。ただし、事業者の状況によりご利用の希望する日にサービス提供ができない場合もありますので、その場合には他の利用可能日を提示し協議することとします。
- ② 当日になって利用中止の申し出（キャンセル）をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の前日営業時間までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日営業時間までに申し出がなかった場合	おやつ・飲み物代 200 円

- ③ 以下の健康状態の場合は、利用をしていただけません。
  - ・ 37.5℃以上の熱発
  - ・ 下痢、嘔吐の症状がある
- ④ ご利用者都合により 3 ヶ月以上のご利用がなかった場合は自動的にサービスを終了いたします。

## 5. 施設利用に当たっての留意事項

- 居室及び共用施設・敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。故意に、又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復して頂くか、又は、相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- 施設内における飲酒・喫煙は禁止いたします。
- 金銭及び貴重品等の管理は、自己責任の下管理してください。
- 事故防止並びに衛生・健康管理上等により、生物・ペット等の持ち込みは、ご遠慮ください。また、薬・湿布・食べ物を利用者間で譲渡することは禁止いたします。
- 騒音又は他の利用者の迷惑・危険になる行為は、ご遠慮ください。
- 多くの方に安心して施設利用していただくために、利用者及びその家族による、当施設

の職員や他の入所者等に対して宗教の勧誘、特定の政治活動、営利行為は禁止させていただきます。

## 6. 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

## 7. 非常災害対策

管理者は非常その他急迫の事態に備え、具体的な計画を作成し、責任者を定めておくとともに、非常災害に備え定期的に防災及び避難訓練を行います。

大雨・暴風等の警報が発令される場合には、サービスの提供を前もって中止する、あるいはサービス提供中でも中止する場合があります。

## 8. 要望及び苦情等の相談

要望及び苦情等のご相談は、お気軽に担当者へお寄せください。速やかに対応いたします。

デイサービスさくら

電話番号 0565-47-8600（担当者：田中・勝山）

また、外部の苦情相談窓口は次のとおりです。

- ・医療法人豊寿会 齊藤病院 電話番号 0565-44-0033
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 電話番号 052-971-4165
- ・市区町村苦情相談受付窓口 電話番号 0565-34-6634（豊田市介護保険課）

## 9. 緊急時の対応

サービス提供中、利用者の状況に急変等が生じた場合には速やかに家族・関係機関に連絡を取り、指示を得て対処するものとします。また、利用者の家族等へ速やかに連絡しますが、連絡が取れない場合は事後報告となる場合がありますのでご了承ください。

## 10. 事故対応

「事故発生時対応マニュアル」を作成し、責任者を定めておくとともに、事故防止策、安全対策を職員に周知徹底します。

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに家族に連絡し必要な措置を講ずるとともに、関係機関へ連絡します。利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとします。

## 11. 感染防止対策

「感染症対策マニュアル」を作成し、責任者を定めておくとともに、定期的に研修会を実施して感染対策への意識づけを行います。

## 12. 第三者評価の有無

第三者評価は受けておりません。

## 個人情報利用目的

医療法人 豊寿会 デイサービスさくら では、利用者とその家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔地域密着型通所介護施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運營業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運營業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運營業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

医療法人 豊寿会 デイサービスさくら

令和4年 8月 1日

令和5年 4月 1日

令和5年 6月 1日

令和5年 7月 1日

令和6年 4月 1日

令和6年 6月 1日